

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条による改正（墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号））

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>墨田区住宅耐震改修促進助成条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）に基づき、<u>住宅に係る耐震改修等に要する経費の一部を助成し、地震による住宅の倒壊等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>住宅 延べ面積の過半が住宅の用に供されている建築物をいう。</u></p> <p>(2) <u>木造住宅 建築物の主要構造部の過半が木造である住宅をいう。</u></p> <p>(3) <u>非木造住宅 木造住宅以外の住宅をいう。</u></p> <p>(4) <u>耐震改修工事 耐震性が不足している住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。以下同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の作成を行った</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）に基づき、<u>木造住宅に係る耐震改修等に要する経費の一部を助成し、地震による木造住宅の倒壊等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(1) <u>木造住宅 建築物の主要構造部の過半が木造で、かつ、延べ面積の過半が住宅の用に供されている建築物をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(2) <u>耐震改修工事 耐震性が不足している木造住宅として墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「非耐震木造住宅」という。）について、地震に対する安全性の向上を目的として、規則で定める基準に適合した耐震性を確保するための工事を行うこと（耐震改修計画の作成（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が当該工事の設計をすることをいう。以下同じ。）及び完了確認（耐震改修計画の</u></p> |

者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。以下同じ。)を含む。)をいう。

(5) 除却 地震に対する地域の安全性の向上を目的として、非耐震住宅等（非耐震住宅及び非耐震住宅に準ずる住宅として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除却することをいう。

(6) 耐震装置設置 非耐震住宅等の倒壊から居住者の生命等を守ることを目的として、当該非耐震住宅等（1階部分に限る。）に規則で定める装置を設置すること（当該装置を設置するための床の補強を含む。）をいう。

(7) 緊急対応地区 地震による住宅の倒壊を防止するため、緊急に住宅の耐震化の促進を図る必要があるものとして別表に規定する区域をいう。

(8) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 年齢が満65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者（愛の手帳の交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

（助成金の交付対象）

第4条 助成金は、次に掲げる者が、平成12年5月31日以前に着工された区内に存する平家建て若しくは2階建ての木造住宅について耐震改修工事、耐震装置設置若し

作成を行った者が当該設計のとおり工事が行われたかどうかを確認することをいう。以下同じ。)を含む。)をいう。

(3) 除却 地震に対する地域の安全性の向上を目的として、非耐震木造住宅等（非耐震木造住宅及び非耐震木造住宅に準ずる木造住宅として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除却することをいう。

(4) 耐震装置設置 非耐震木造住宅等の倒壊から居住者の生命等を守ることを目的として、当該非耐震木造住宅等（1階部分に限る。）に規則で定める装置を設置すること（当該装置を設置するための床の補強を含む。）をいう。

(5) 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化の促進を図る必要があるものとして別表に規定する区域をいう。

〔新設〕

〔同左〕

第4条 助成金は、次に掲げる者が、平成12年5月31日以前に着工された区内に存する平家建て若しくは2階建ての木造住宅について耐震改修工事若しくは耐震装置設

くは除却（以下「耐震改修等」という。）を行った場合又は昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する非木造住宅について耐震改修等を行った場合に、これらの耐震改修等を行った者に対して交付する。

(1)～(3) 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、区長が特に必要と認める住宅について、耐震改修等を行った場合は、助成金を交付することができる。

3 前2項に規定する住宅の所有者でない者が当該住宅の耐震改修等を行う場合は、耐震改修等を行うことについて当該住宅の所有者の承諾を得たときに限り、助成金を交付することができる。

4 〔略〕

(助成対象経費)

第5条 〔略〕

2 次に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づき拡幅整備を行うことが定められている道路の拡幅部分上に存する住宅において行われる耐震改修等（除却を除く。）のうち、当該拡幅整備を行うことが定められた部分上のものに係る経費

(2) 〔略〕

(助成金の額)

第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とし、限度額は規則で定める。

(1) 耐震改修工事を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。ただし、耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成金の額は、当該耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

(2) 〔略〕

(3) 第1号本文の規定にかかわらず、次に

置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する平家建て若しくは2階建ての木造住宅の除却を行った場合に、当該耐震改修工事、耐震装置設置又は除却（以下「耐震改修等」という。）を行った者に対して交付する。

(1)～(3) 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、区長が特に必要と認める木造住宅について、耐震改修等を行った場合は、助成金を交付することができる。

3 前2項に規定する木造住宅の所有者でない者が当該木造住宅の耐震改修等を行う場合は、耐震改修等を行うことについて当該木造住宅の所有者の承諾を得たときに限り、助成金を交付することができる。

4 〔略〕

〔同左〕

第5条 〔略〕

2 〔同左〕

(1) 法令等に基づき拡幅整備を行うことが定められている道路の拡幅部分上に存する木造住宅において行われる耐震改修等（除却を除く。）のうち、当該拡幅整備を行うことが定められた部分上のものに係る経費

(2) 〔略〕

〔同左〕

第6条 〔同左〕

(1) 耐震改修工事を行った場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成金の額は、当該耐震改修計画の作成及び完了確認に係る助成対象経費の10分の10の額とする。

(2) 〔略〕

(3) 第1号本文の規定にかかわらず、次に

| | |
|---|---|
| <p>掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の<u>10分の9</u>の額とする。</p> <p>ア <u>高齢者等が居住する住宅の耐震改修工事を行った場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> | <p>掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の<u>6分の5</u>の額とする。</p> <p>ア <u>高齢者等（65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者（愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）をいう。）が居住する木造住宅の耐震改修工事を行った場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> |
|---|---|

第2条による改正（墨田区住宅耐震改修促進助成条例）

| 改正案 | 第1条による改正後 |
|---|---|
| <p>(助成金の額)</p> <p>第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とし、限度額は規則で定める。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の10分の9の額とする。</u></p> <p>ア <u>高齢者等が居住する住宅の耐震改修工事（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。この号において同じ。）を行った場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(3) <u>除却を行った場合は、当該除却に係る</u></p> | <p>[同左]</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号本文の規定にかかわらず、規則で定める指定道路への倒壊を防ぐため、当該指定道路の沿道の木造住宅について、耐震改修工事（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。次号において同じ。）を行った場合（次号に該当する場合を除く。）は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。</u></p> <p>(3) <u>第1号本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該工事に係る助成対象経費の10分の9の額とする。</u></p> <p>ア <u>高齢者等が居住する住宅の耐震改修工事を行った場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [同左]</p> |

| | |
|--|----------|
| 助成対象経費の2分の1の額とする。 (4) 耐震装置設置を行った場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。 | (5) 〔同左〕 |
|--|----------|

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の墨田区住宅耐震改修促進助成条例第6条第1号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付申請があったものについて適用し、同日前に助成金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の日前に助成金の対象確認の申請があった指定道路の沿道の木造住宅に係る耐震改修工事については、同条の規定による改正前の墨田区住宅耐震改修促進助成条例の規定は、なおその効力を有する。